



目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(広聴広報課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [県営土地改良事業明戸北部地区\(区画整理事業\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業明戸北部地区\(農業用排水施設整備事業\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [明戸北部土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県営土地改良事業兎田暮坪地区\(中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業\)の換地処分\(農村整備課\)](#)
- [川口都市計画区域及び鳩ヶ谷都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)

- [蓮田都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [加須都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画都市高速鉄道の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜都市計画及び加須都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画都市再開発の方針の変更\(市街地整備課\)](#)
- [久喜都市計画公園の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [久喜都市計画公園の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [幸手都市計画公園の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更\(建築安全課\)](#)
- [川口都市計画ほか4都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更\(住宅課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奥武蔵グリーンリゾート
- 三 代表者の氏名
森田 美明
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県飯能市大字南川千九百三十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民及び自然環境に対して、まちづくり、環境保全に関する事業を行い、地域の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,330千部×12回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり(8ページ物・12ページ物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所が確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 吉川・坂東 電話048-830-2857（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成26年3月24日（月）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成26年3月19日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,330千部×1.08×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額）×2,330千部×1.08×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成26年2月28日(金)午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成26年2月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成26年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,330,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m.24, March, 2014. (tender submitted by mail 5:00 p.m.19, March, 2014)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

告示

埼玉県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

中村ショッピングビル

埼玉県越谷市東越谷七丁目七十五番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間百日午前九時）から午後九時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分（年間百日午前八時四十五分）から

午後九時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十六年一月二十四日

ニ 届出年月日

平成二十六年一月二十三日

二 縦覧期間

平成二十六年二月四日から平成二十六年六月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年二月四日から平成二十六年六月四日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

柳原ビル

埼玉県幸手市大字幸手千二百九十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 上田真

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

（変更後）ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野秀晴

埼玉県さいたま市見沼区東大宮四 四十七 七

ハ 変更年月日

平成二十六年二月六日

二 届出年月日

平成二十六年一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十六年二月四日から平成二十六年六月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年二月四日から平成二十六年六月四日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第百三十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納字南沢一〇九二の一、一〇九三の一、一〇九五の一、一〇九七の一、一〇九七の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

() 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第百三十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納字向平二二二三、二二二四、二二二六、二二二八、二二一九、二二二二の一、二二二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向平二二一三・二二一四・二二一六・二二一八・二二一九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第百三十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県本庄市児玉町太駄字横畑平一五一四の二、字白山平一五四〇、一五四三、二九一三、字丸石一五二二の一、一五二三の一、一五二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横畑平一五一四の二・字白山平一五四〇・一五四三・二九一三・字丸石一五二二の一・一五二三の一・一五二四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第百二十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県本庄市児玉町小平字梅木沢二三四二、字布沢二三五五、二三五七の一、二三七六、二三七七、字柿木沢二三八四の一、二三八八、二三九〇の一、二三九一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第百二十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市荒川小野原字嶽ノ沢八五七、八五八、八五九の一、八五九の二、八六〇、八六一の一、八六一の二、八七二の一、八七二の二、八七三の一、八七三の二、八七四から八七八まで、八七九の一、八七九の二、八八〇の一、八八〇の二、八八一、八八二の一、八八三、八八四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字嶽ノ沢八五七・八五八・八六一の一・八七二の一・八七二の二・八七三の一・八七四から八七七まで・八七九の一・八七九の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、八七八

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告示

埼玉県告示第百三十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字長沢字船石一九四の一、一九五、一九六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字船石一九四の一・一九五・一九六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年二月七日から

平成二十六年三月十日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

告 示

埼玉県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業明戸北部地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年二月七日から

平成二十六年三月十日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

告 示

埼玉県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、深谷市高橋恒夫ほか二十人からの明戸北部土地改良区設立の認可申請を平成二十六年一月三十日適当と決定したので、同条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業（維持管理事業）計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十六年二月七日から

平成二十六年三月十日まで

二 縦覧場所

深谷市役所

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十六年一月三十一日に県営土地改良事業兔田暮坪地区（中山間地域総合整備事業のうち区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、川口都市計画区域及び鳩ヶ谷都市計画区域を一の都市計画区域とし、その名称を川口都市計画区域とする。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更に係る都市計画区域の名称

鴻巣都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

平成二十二年三月一日における埼玉県鴻巣市の行政区域の全域

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更に係る都市計画区域の名称

久喜都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

平成二十二年三月二十三日における埼玉県久喜市の行政区域の全域

告示

埼玉県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 変更に係る都市計画区域の名称

蓮田都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

平成二十三年一月四日における埼玉県蓮田市及び平成二十四年十月一日における埼玉県白岡市の行政区域の全域

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更に係る都市計画区域の名称
幸手都市計画区域

二 変更に係る土地の区域
平成九年十二月一日における埼玉県幸手市、平成九年十二月一日における埼玉県北葛飾郡杉戸町及び平成八年九月一日における埼玉県南埼玉郡宮代町の行政区域の全域

告示

埼玉県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 変更に係る都市計画区域の名称

加須都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

平成二十二年三月二十三日における埼玉県加須市中央一～二丁目、本町、元町、南町、富士見町、東栄一～二丁目、久下一～六丁目、久下、不動岡一～三丁目、不動岡、下谷、岡古井、大門町、諏訪一～二丁目、向川岸町、睦町一～二丁目、浜町、北小浜、多門寺、上三俣、下三俣、北篠崎、土手一～二丁目、愛宕一～二丁目、礼羽、馬内、南篠崎一～二丁目、南篠崎、花崎北一～四丁目、花崎一～五丁目、花崎、南大桑、川口、川口一～五丁目、鳩山町、大桑一～二丁目、下高柳一丁目、水深、下高柳、常泉、北辻、大室、南小浜、油井ヶ島、船越、今鋒、割目、古川一～二丁目、戸川、町屋新田、上樋遣川、中樋遣川、下樋遣川、志多見、平永、串作、阿良川、大越、外野、騎西、外川、道地、内田ヶ谷、外田ヶ谷、上高柳、戸崎、正能、根古屋、日出安、鴻荃、芋荃、西ノ谷、上崎、下崎、中ノ目、戸室、牛重、上種足、中種足、下種足、新利根一～二丁目、豊野台一～二丁目、佐波、弥兵衛、新川通、中渡、砂原、外記新田、旗井、細間、道目、北平野、北下新井、琴寄、杓子木、生出、松永新田、阿佐間、間口、北大桑、新井新田、郷地、境、笠原、上会下、小林の全域

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蓮田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蓮田都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、加須都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画都市高速鉄道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり、川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画
画荒川左岸南部流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

なし

告 示

埼玉県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり、久喜都市計画及び加須都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画及び加須都市計画古利根川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

なし

告 示

埼玉県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川口都市計画都市再開発の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課及び川口市都市整備部都市整備管理課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画公園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画を定める土地の区域
埼玉県久喜市河原井町及び菫蒲町昭和沼地内
- 二 都市計画に係る公園の名称
久喜都市計画公園 五・五・〇一号 久喜菫蒲公園

告 示

埼玉県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画公園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画を定める土地の区域
埼玉県久喜市小右衛門字堤外地内
- 二 都市計画に係る公園の名称
久喜都市計画公園 九・四・〇一号 権現堂公園

告 示

埼玉県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画公園を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画を定める土地の区域

埼玉県幸手市大字外国府間字河原、字宮下及び字堀向、大字内国府間字新田前、字堤外、字瀬戸、字順礼及び字北三丁目、大字権現堂字上外野、字外野、字瀬戸及び字柳原並びに大字高須賀字土窪地内

二 都市計画に係る公園の名称

幸手都市計画公園 九・五・〇一号 権現堂公園

告示

埼玉県告示第百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（に）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

変更に係る区域

加須市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

鴻巣市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

久喜市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告示

埼玉県告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、当該変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月四日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画の種類及び名称	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧場所
一	川口都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
二	久喜都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
三	蓮田都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
四	幸手都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課
五	加須都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	埼玉県都市整備部住宅課

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十二月四日

指令越建セ第二四〇〇八七二号

二 検査済証番号

平成二十六年一月三十日

越建セ第四九七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字西下千三十八番二、千三十八番四、千三十八

番九、千三十八番十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市緑町四丁目三―五二―二〇一

渡部 瞬